

新型インフルエンザ対策における 医療体制に関する情報提供・共有の強化について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

2. 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン

国民一人一人が適切に行動できるよう、発生前から、情報提供に努めるとともに、情報提供の内容、方法、表現等について、あらかじめ検討しておき、発生時には、迅速かつ正確な情報を提供。

（国）

【情報提供体制の整備】

- 政府対策本部と厚生労働省は一元的な情報提供を行うため情報提供チームを置く。チームには基本的対処方針等諮問委員会の委員をメンバーに含め、三者が一体的に活動することも検討。

【発生前】

- 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを国民に提供する。地域への感染拡大の起点となりやすい学校等の児童生徒等に対して丁寧に指導していく。

【発生時】

- 記者発表に際しては、地方公共団体と情報を共有し、タイミングと内容を合わせる。記者発表については頻度を特定して行う。
- 個人情報の公表の範囲はプライバシーの保護と公益性のバランスを考慮。
- 厚生労働省はコールセンター等を設置。政府対策本部と関係省庁はホームページ等により情報提供。

（都道府県）

- 定例記者会見、ホームページによる情報提供、コールセンター等の設置

（市町村）

- 域内の発生状況、対策、交通機関の運行状況等の情報提供、生活相談を含む相談窓口の設置

（国と地方公共団体等との連携）

- 国は発生前から地方公共団体との間で互いの窓口となる担当者を複数名設定する。
- 厚生労働省はメールマガジン等を通じて医療関係者と直接情報を共有する。

6. 医療体制に関するガイドライン

新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関及び都道府県等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携する。

未発生期

- 国は、医療体制の確保について日本医師会等の関係機関と連携し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。
- 都道府県においては、保健所を設置する市及び特別区が管轄する地域を含め、二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備状況を随時フォローアップするとともに、必要な助言、調整を行える体制を整備する。
- 都道府県等は、二次医療圏等を単位とし、保健所を中心とし、医師会、医療機関等と対策会議を設置し、医療体制の整備を推進
- 医療機関等における体制整備（診療継続計画、帰国者・接触者外来の整備、入院病床の確保等）

海外発生期・地域発生早期

- 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置
- PCR等による検査体制の整備及び運営
- 感染症指定医療機関等への入院措置の実施

地域感染期

- 一般の医療機関における診療（軽症者は在宅療養、重症者は入院治療）
- 医療機関の収容能力を超えた場合の対応（病診連携・病病連携、臨時の医療施設の設置の検討）
- 都道府県知事による医療関係者に対する要請・補償等
- 電話再診患者のファクシミリ等による処方

小康期

- 対策を段階的に縮小
- 対策の評価及び第二波に対する対策

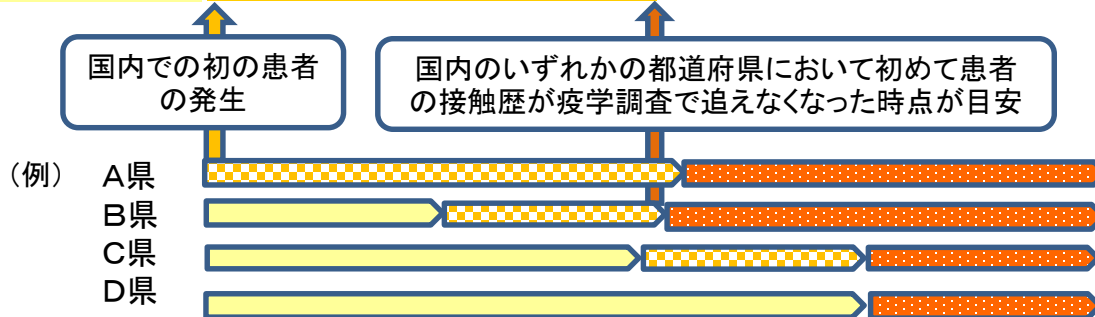
新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の実施について (概要)

平成20年10月16日 健発第101605号
平成21年 9月25日 健発0925第2号改正現在

事業目的	平成17年12月に策定した「新型インフルエンザ対策等政府行動計画」に基づき、都道府県が確保した、新型インフルエンザの患者の入院医療を提供する医療機関(以下、「新型インフルエンザ患者入院医療機関」)において、 <u>新型インフルエンザ発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなるようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。</u>
事業の実施主体	都道府県のほか、新型インフルエンザが発生した際、患者への医療を提供する新型インフルエンザ患者入院医療機関とする。
設備対象施設及び設備	(1)施設 陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。 (2)設備 ・新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費 ・人工呼吸器及び付帯する備品 ・个人防护具(マスク・ゴーグル・ガウン・グローブ・キャップ・フェイスシールド) ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド
事業実施方法	(1)必要な病床数及び医療資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。 (2)人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドの整備については、保守点検を行うこと。 (3)个人防护具の整備にあたっては、各品目ごとに規格の一例を参考にされたい。また、適切に管理すること。 (4)対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。 (5)都道府県においては、新型インフルエンザが発生した場合に、新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整えるよう指示を与えること。

発生段階ごとの対策の概要（抜粋） と患者入院医療機関

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
⑤ 医 療	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> 専用外来における医療提供の継続 必要に応じた一般医療機関における診療の開始 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 等 	<ul style="list-style-type: none"> ファクシミリによる処方せん送付 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 医療従事者に対する従事要請及び補償 等 ★臨時的医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等



〈患者入院医療機関〉

- 地域未発生期： 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、入院協力医療機関
- 地域発生早期： 同上
- 地域感染期： 原則として、一般の医療機関（通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）に拡大

※地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への以降は、都道府県を単位として判断

新型インフルエンザ

医療従事者の皆様へ

▶ [講演会・研修会](#)

新型インフルエンザをテーマにした講演会・研修会情報を掲載しています。

▶ [新型インフルエンザ治療ガイドライン・手引きなど](#)

新型インフルエンザに関する研究事業として、「成人の新型インフルエンザ治療ガイドライン」や「診療継続計画(BCP)作成の手引き」を掲載しています。

自治体、府省庁の皆様へ

▶ [特定接種（国民生活・国民経済安定分野）](#)

特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録に係る資料やQ&Aを掲載しています。

▶ [特定接種（医療分野）](#)

特定接種（医療分野）の登録に係る資料やQ&Aを掲載しています。

▶ [特定接種（公務員）](#)

特定接種（公務員）の登録に係る資料を掲載しています。

▶ [特定接種管理システム 操作マニュアル](#)

▶ [特定接種の登録に係る都道府県説明会 資料](#)

▶ [住民接種](#)

住民接種に関する手引きを掲載しています。

▶ [特定接種の登録申請手続きに係る登録事業者](#)

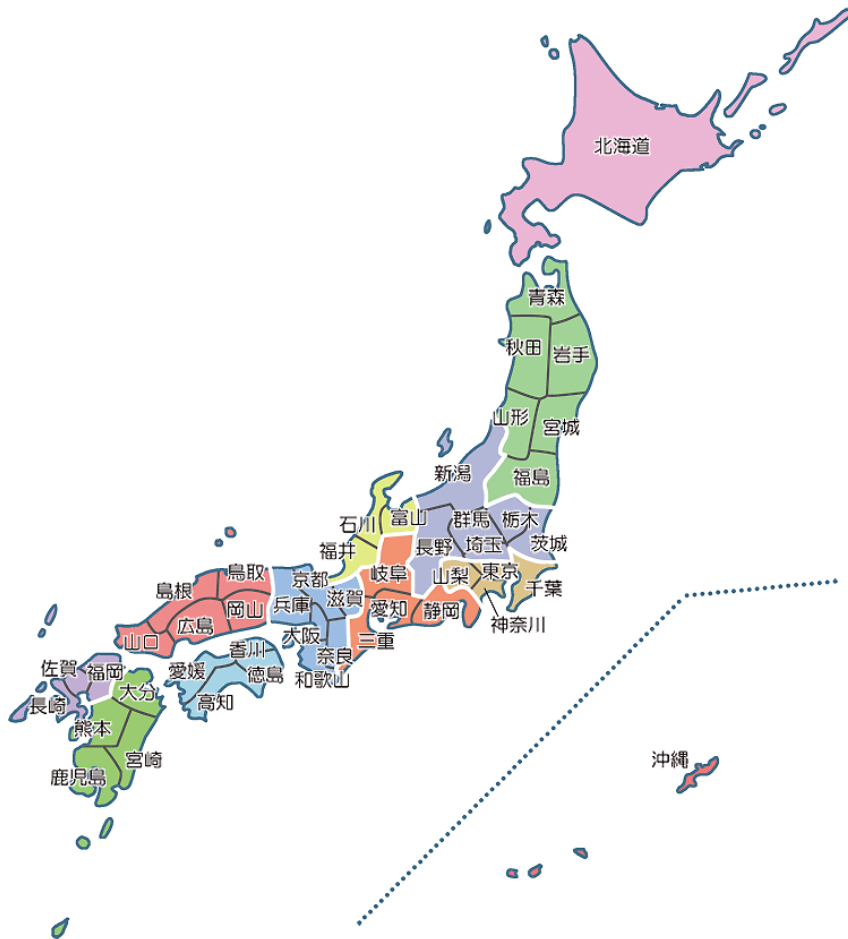
一般の皆様へ

▶ [新型インフルエンザ発生時の相談先と医療機関](#)

▶ [特定接種管理システム公表データ](#)

追加

新型インフルエンザ発生時の 相談先と医療機関



【一般的な相談窓口】

- コールセンター

【症状があるときの相談窓口】

- 帰国者・接触者相談センター



- 帰国者・接触者外来



- 新型インフルエンザ患者入院医療機関

ひと、暮らし、みらいのために



🏠 ホーム

▼ 本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・身

↑ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [健康](#) > [感染症情報](#) > [インフルエンザ \(総合ページ\)](#) > **新型インフルエンザ発生時の相談先と医療機関**

コールセンター

新型インフルエンザ発生時に、国民からの相談に応じるための電話窓口です。

平成〇年〇月

現在、新型インフルエンザが発生していないため、開設しておりません。発生時に開設いたします。

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・身

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > インフルエンザ(総合ページ) > 新型インフルエンザ発生時の相談先と医療機関

帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方から、相談に応じるための電話窓口です。必要時には、帰国者・接触者外来に紹介します。

平成〇年〇月

現在、新型インフルエンザが発生していないため、開設しておりません。発生時に開設いたします。

ひと、暮らし、みらいのために



ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・身

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > インフルエンザ(総合ページ) > **新型インフルエンザ発生時の相談先と医療機関**

帰国者・接触者外来

帰国者・接触者相談センターより紹介された新型インフルエンザの発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来です。

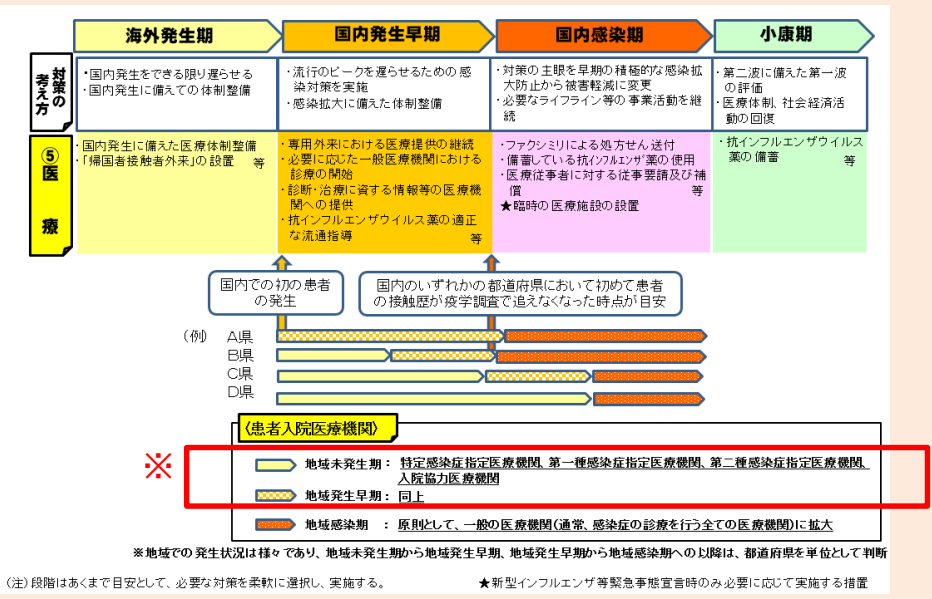
所在地等をお選びください。

平成〇年〇月

- ▶ [01 北海道](#) ▶ [02 青森県](#) ▶ [03 岩手県](#) ▶ [04 宮城県](#) ▶ [05 秋田県](#) ▶ [06 山形県](#) ▶ [07 福島県](#)
- ▶ [08 茨城県](#) ▶ [09 栃木県](#) ▶ [10 群馬県](#) ▶ [11 埼玉県](#) ▶ [12 千葉県](#) ▶ [13 東京都](#) ▶ [14 神奈川県](#)
- ▶ [15 新潟県](#) ▶ [16 富山県](#) ▶ [17 石川県](#) ▶ [18 福井県](#) ▶ [19 山梨県](#) ▶ [20 長野県](#) ▶ [21 岐阜県](#)
- ▶ [22 静岡県](#) ▶ [23 愛知県](#) ▶ [24 三重県](#) ▶ [25 滋賀県](#) ▶ [26 京都府](#) ▶ [27 大阪府](#) ▶ [28 兵庫県](#)
- ▶ [29 奈良県](#) ▶ [30 和歌山県](#) ▶ [31 鳥取県](#) ▶ [32 島根県](#) ▶ [33 岡山県](#) ▶ [34 広島県](#) ▶ [35 山口県](#)
- ▶ [36 徳島県](#) ▶ [37 香川県](#) ▶ [38 愛媛県](#) ▶ [39 高知県](#) ▶ [40 福岡県](#) ▶ [41 佐賀県](#) ▶ [42 長崎県](#)
- ▶ [43 熊本県](#) ▶ [44 大分県](#) ▶ [45 宮崎県](#) ▶ [46 鹿児島県](#) ▶ [47 沖縄県](#)

新型インフルエンザ患者入院医療機関

新型インフルエンザが、海外で発生(海外発生期)してから、国内の地域でまん延する前(地域発生期)まで(図の※マーク)に、帰国者・接触者外来より紹介された新型インフルエンザ患者に係る必要な治療が、継続的に行われるように診療体制が整備されている入院施設です。



平成〇年〇月

所在地等をお選びください

- ▶ 01 北海道 ▶ 02 青森県 ▶ 03 岩手県 ▶ 04 宮城県 ▶ 05 秋田県 ▶ 06 山形県 ▶ 07 福島県
- ▶ 08 茨城県 ▶ 09 栃木県 ▶ 10 群馬県 ▶ 11 埼玉県 ▶ 12 千葉県 ▶ 13 東京都 ▶ 14 神奈川県
- ▶ 15 新潟県 ▶ 16 富山県 ▶ 17 石川県 ▶ 18 福井県 ▶ 19 山梨県 ▶ 20 長野県 ▶ 21 岐阜県
- ▶ 22 静岡県 ▶ 23 愛知県 ▶ 24 三重県 ▶ 25 滋賀県 ▶ 26 京都府 ▶ 27 大阪府 ▶ 28 兵庫県
- ▶ 29 奈良県 ▶ 30 和歌山県 ▶ 31 鳥取県 ▶ 32 島根県 ▶ 33 岡山県 ▶ 34 広島県 ▶ 35 山口県
- ▶ 36 徳島県 ▶ 37 香川県 ▶ 38 愛媛県 ▶ 39 高知県 ▶ 40 福岡県 ▶ 41 佐賀県 ▶ 42 長崎県
- ▶ 43 熊本県 ▶ 44 大分県 ▶ 45 宮崎県 ▶ 46 鹿児島県 ▶ 47 沖縄県

ひと、暮らし、みらいのために



ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・身

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > インフルエンザ (総合ページ) > 新型インフルエンザ発生時の相談先と医療機関

新型インフルエンザ患者入院医療機関

〇〇県

平成〇年〇月

新型インフルエンザ患者入院医療機関

〇〇大学医学部附属病院(第一種感染症指定医療機関)

〇〇県立病院(第二種感染症指定医療機関)

〇〇医療センター

〇〇市立病院

〇〇病院

その他の医療機関

10施設

合計

15施設